

国民年金事務の手引き

日本年金機構
国民年金部・年金給付部

平成25年8月

目 次

市町村が取り扱う事務について	3
1 市町村との協力・連携	3
2 市町村への「被保険者情報」の提供	5
3 市町村への「所得情報（税情報）」の提供依頼	6
市町村における備付帳簿	7
1 受付処理簿	7
2 受付処理簿の様式	7
3 受付処理簿の記入事項	8
4 受付処理簿の作成区分	8
5 受付処理簿の整理・保存期間	8
6 届出窓口の一元化	8
届書・報告	9
1 届書様式の一元化	9
2 報告	9
3 届書の電子媒体申請	10
国民年金市町村事務処理基準	11
日本年金機構の位置づけ	30
国民年金のあらまし	31
第1章 国民年金制度の概要	31
第1節 制度の主な沿革	31
第2節 目的	34
第3節 給付	34
第4節 制度の基本構成	35
第2章 保険者	37
第3章 被保険者	40
第1節 強制加入の被保険者	40
第2節 任意加入の被保険者	41
第3節 被保険者資格の取得時期・喪失時期	43
第4節 被保険者の届出（適用関係）	47
第5節 被保険者の管理	50
第4章 国民年金の財政のしくみ	52
第1節 財政方式	52
第2節 財源方式	52

第5章	基礎年金の財源	54
第1節	保険料	55
第2節	基礎年金拠出金	59
第3節	国庫負担	60
第6章	保険料の免除制度	61
第1節	免除制度の役割	62
第2節	法定免除制度	62
第3節	申請免除制度	63
第4節	学生納付特例制度	69
第5節	若年者納付猶予制度	71
第6節	申請免除等の承認期間	71
第7節	追納	72
第8節	後納	73
第7章	給付の種類と通則	75
第1節	給付の種類	75
第2節	給付の通則（共通事項）	76
第3節	年金額の改定等	89
第8章	老齢基礎年金	97
第1節	受給資格要件	97
第2節	老齢基礎年金の年金額等	111
第3節	支給開始年齢（原則）	121
第4節	老齢基礎年金の支給開始年齢の繰上げ・繰下げ（特例）	121
第9章	障害基礎年金	131
第1節	受給資格要件	131
第2節	障害の程度（障害等級）	136
第3節	障害基礎年金の年金額	138
第4節	支給期間（支給開始・失権・支給停止）・年金額の改定	139
第10章	遺族基礎年金	142
第1節	受給資格要件	142
第2節	遺族の範囲	144
第3節	遺族基礎年金の年金額	146
第4節	支給期間（支給開始・失権・支給停止）・年金額の改定	147
第11章	第1号被保険者に対する独自給付	150
第1節	付加年金	150
第2節	寡婦年金	151
第3節	死亡一時金	152
第4節	脱退一時金	154

市町村が取り扱う事務について

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした制度です。
(国民年金法第1条)

国民年金事業の運営については、政府が管掌することになりますが(同法第3条第1項)、政府が管掌する国民年金事業に関しては、国民年金法の規定に基づく業務等を日本年金機構が行うことにより、国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与する(日本年金機構法第1条)とされています。

なお、国民年金事業の一部は、政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができます(国民年金法第3条第3項)

国民年金被保険者については、属性に応じて第1号被保険者から第3号被保険者に分類されることになり、その中で、第1号被保険者は自営業者、無職及び学生等が対象となり、その適用、保険料徴収及び年金給付を行うにあたり市町村が保有する住民基本台帳等の情報が不可欠になります。

なお、地方分権一括法に基づき、市町村が処理することとなる事務は機関委任事務から地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務となり、より一層市町村との関係を密接にする必要があります。(国民年金法第6条)

また、市町村が処理する具体的な事務については、国民年金法施行令第1条の2に規定され、具体的な取扱いについては、「国民年金市町村事務処理基準」に示されています。

1 市町村との協力・連携

国民年金制度の事業運営にとって、市町村が保有する情報は、欠かすことのできないものであり、日本年金機構においても市町村と協力・連携を図り、効率的で効果的な事務処理を進めていく必要があります。

具体的には、住民の年金権の確保および福祉の観点から、市町村との協力・連携のもとに事業の推進を図ることになっています。

(具体的な例)

- (1) 資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の勧奨及び促進
- (2) 国民健康保険等他の公金と併せた口座振替、クレジットカード納付及び前納の勧奨及び促進
- (3) 保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載
- (4) 市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談
- (5) 日本年金機構との合意により行われる各種情報提供

なお、市町村が効率的に法定受託事務を行えるよう、「ねんきんネット」サービスによる「被保険者情報」を、日本年金機構本部から提供しております。

また、国民年金事業を円滑かつ効率的に実施するためには、年金事務所と市町村との連携が重要であることから、年金事務所において、市町村からの電話照会に対応するため、市町村専用の電話番号を設けております。

国民年金における法定受託事務は、次のとおりです。

- (1) 被保険者（第3号被保険者を除く）からの資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届書（機構からの勸奨状等を含む）を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、これを当該市町村と同一の都道府県の区域内に住所を有する日本年金機構の事務センター又は日本年金機構が定める年金事務所（以下「年金事務所等」という。）に報告すること。
- (2) 被保険者からの任意加入（任意加入の特例を含む）および資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。
- (3) 被保険者からの任意脱退の承認申請を受理し、これを年金事務所等に報告すること。
- (4) 被保険者（第1号被保険者、任意加入被保険者（高齢任意加入を含む）のみ）からの年金手帳の再交付申請を受理し、これを年金事務所等に報告すること。
- (5) 被保険者から保険料全額免除、半額免除、4分の3免除、4分の1免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。
- (6) 付加保険料納付の申出もしくは辞退の申出または該当もしくは非該当の届出を受理し、申出等に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。
- (7) 受給権者からの次の裁定の請求その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。
 - ① 第1号被保険者期間（任意加入期間（高齢任意加入を含む）を含む）のみの老齢基礎年金
 - ② 旧陸軍共済組合期間等のある老齢年金
 - ③ 第1号被保険者期間、60歳以上65歳未満、20歳前等に初診日のある障害基礎年金および障害基礎年金額改定請求
 - ④ 特別障害給付金
 - ⑤ 第1号被保険者の死亡による遺族基礎年金
 - ⑥ 寡婦年金

- ⑦ 死亡一時金
 - ⑧ 特別一時金
 - ⑨ 第1号被保険者期間、第3号被保険者期間、60歳以上65歳未満20歳前等に初診日のある障害基礎年金に係る未支給年金
 - ⑩ 遺族基礎年金のみの受給に係る未支給年金
 - ⑪ 寡婦年金に係る未支給年金
 - ⑫ 併給調整による支給停止、妻の不明・子の不明による遺族基礎年金の支給停止の解除申請
 - ⑬ 老齢福祉年金、障害福祉年金、母子（準母子）福祉年金
 - ⑭ 旧法障害年金額改定請求
- (8) 被保険者（第3号被保険者を除く）、受給権者（上記⑨⑩⑪に限る）の死亡に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査すること
- (9) 印鑑の変更、同一管内での住所の変更、支払郵便局の変更に係る老齢福祉年金証書の記載事項を訂正すること（令1の2）

2 市町村への「被保険者情報」の提供

市町村における法定受託事務を円滑に行うため、次のとおり情報提供を行っています。

1 情報提供の方法と時間

ねんきんネットに収録された被保険者記録に、市町村の照会用パソコンを使って、平日の午前8時30分から午後8時までの間、照会することができます（土日祝日並びに12月29日から1月3日までの期間は照会できません）。

2 情報提供の内容

(1) 国民年金被保険者原簿情報

① 提供範囲

全国の被保険者情報を確認することができます。

② 抽出対象者

2年以内に3号・無資格以外の納付状況（納付済・未納・免除等）を保有している被保険者。不在者、死亡者、老齢年金受給者等は対象外です。

③ 情報ファイルの更新

日次で更新することとし、記録は2営業日前の情報を照会することができます。

(2) 第2号被保険者喪失情報

① 提供範囲

全国の被保険者情報を確認することができます。

② 抽出対象者

第2号喪失被保険者のうち、第1号・第3号被保険者資格取得勸奨状
(最終) 出力後3ヶ月以内までの人。(直近9ヶ月分)

(3) 情報ファイルの更新

日次で更新することとし、記録は2営業日前の情報を照会することができます。

3 市町村への「所得情報(税情報)」の提供依頼

年金制度を運営していくうえで、保険料を徴収することは不可欠であり、その業務を行うにあたり、一定の資産・所得があり国民年金保険料を納付することが可能でありながら、数度の納付督促にも応じない人に対しては強制徴収を行う必要があり、また、所得がない人および低い人に対しては保険料の免除等申請の勸奨を行う必要があるために、対象者の所得を的確に把握することが求められています。

このため、市町村から保険料未納者等の所得情報(税情報)の提供を受けやすくするため、法第106条(被保険者に関する調査)の法整備がなされ、法第108条(資料の提供等)の規定により、市町村が年金事務所の依頼に応じて対象者の所得情報を提供しても、地方税法第22条等の守秘義務に抵触しないと解され、平成16年10月から市町村への提供依頼が行われています。

国民年金保険料未納者に係る所得情報の市町村からの提供に係る事務については、日本年金機構が厚生労働大臣から委任を受けて実施することとされていることから、日本年金機構が直接市町村に対して所得情報の提供を求めることが可能となります。

なお、所得情報の提供に関しては、市町村長と年金事務所長とで覚書を締結する必要があります。

※ 覚書を締結した年度以降の年度については、市町村及び年金事務所において改めて覚書を締結する必要がないと判断する場合はその必要はありません。

改正後全文
国民年金市町村事務処理基準

第1章 総則

(通則)

第1条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)における国民年金に関する事務の取扱いについては、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「令」という。)及び国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号。以下「規則」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)の定めるところによるほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第3項に基づくこの処理基準の定めるところにより行う。

(文書の取扱い)

第2条 被保険者(第2号被保険者及び第3号被保険者を除く。以下同じ。)その他の関係者から提出された届書、申請書、申出書又は請求書(以下「届書等」という。)の記載事項に明白な誤りがある場合においても、これが軽微なものであって容易に補正できるものであるときは、被保険者その他の関係者に適宜その誤りの補正を求め、補正されたものを受理する。

第2章 帳簿等

(備付帳簿等)

第3条 市町村において備える帳簿は、国民年金関係書類受付処理簿(以下「受付処理簿」という。)とする。

2 受付処理簿は、完結の日から3年間保存する。

(受付処理簿)

第4条 受付処理簿は、届書等の受付順に次に掲げる事項を記入する。

- (1) 受付年月日
- (2) 受付番号
- (3) 届書等の名称
- (4) 氏名(住民基本台帳に通称が記載されており、本人から通称による記載の申出があった場合には通称を含む。)
- (5) 処理経過
- (6) 報告年月日
- (7) その他必要な事項

第3章 被保険者に関する事項

(届書等の受理)

第5条 被保険者の資格に関する届書等が提出されたときは、次により処理する。

- (1) 届書等に受付印を押し、受付番号及び受付年月日を記入する。
- (2) 受付処理簿に受付番号、届書等の名称、被保険者の氏名及び受付年月日を記入する。
- (3) 届書等に添えて年金手帳(以下「手帳」という。)又は基礎年金番号通知書(以下「番号通知書」という。)が提出されたときは、受付処理簿にその旨を記入し、返付する。この場合において、氏名に変更があるときは、当該手帳の所定欄に最後に変更された氏名を記入する。

文書番号 _____

平成 年 月 日

日本年金機構 殿

市町村長

国民年金関係書類送付書

次の書類について、所定の手続きを終了しましたので送付します。

(新規分)

件名	件数	枚数	備考

(再提出分)

件名	件数	枚数	備考

(注) 国民年金手帳を送付する場合は、備考欄にその旨及び国民年金手帳の冊数を記入すること。

第11章 第1号被保険者に対する独自給付

国民年金では、第1号被保険者に対する独自の給付として、つぎの4種類の給付があります。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ① 付加年金 | 付加保険料を納付することで、老齢基礎年金に上乗せされる年金 |
| ② 寡婦年金 | 夫を亡くした妻が60歳から65歳までの間に受給できる年金 |
| ③ 死亡一時金 | 年金を受給することなく死亡した者の遺族に支払う一時金 |
| ④ 脱退一時金 | 年金を受給することなく母国に帰国した外国人に支払う一時金 |

第1節 付加年金

1 受給資格要件と年金額（法43、同44）

付加年金は、付加保険料（400円/月）を納付した人が、老齢基礎年金の受給権発生時に老齢基礎年金と併せて受給できます。この付加年金の年金額は付加保険料を納付した月数に応じた額（納付月1月つき200円/年）となります。

年金額の計算式

$$\text{付加年金の年金額} = 200\text{円} \times \text{付加保険料を納付した月数}$$

2 支給期間等（法26、同46、法附則9の2⑥、法47、同48）

付加年金は、老齢基礎年金を受給できる受給権発生年齢（原則65歳）に到達した月の翌月から死亡月まで老齢基礎年金と併せて受給できます。（法26、同48）

なお、老齢基礎年金が併給調整により支給停止されている期間も併せて支給が停止されます。
(法47)

また、「繰上げ」や「繰下げ」の老齢基礎年金を受給するときは、付加年金も併せて受給することとなります。この場合、付加年金額も老齢基礎年金と同じ率で減額または増額されます。

(法46、法附則9の2⑥)

第2節 寡婦年金

1 受給資格要件（法49）（60改正附則29）

寡婦年金は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を含む）だけで（合算対象期間は含まない）、老齢基礎年金の保険料納付要件（原則：25年（300月）以上）を満たしている夫が死亡したときに、次の妻の3つの要件（2）①②③）すべてに該当している妻が受給することができます。

- (1) 夫の要件（夫が死亡した当時）
 - ① 保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を含む）だけで原則25年（300月）を満たしていること
 - ② 過去も含め、障害基礎年金の受給権者であったことがなく、また、老齢基礎年金の支給を受けていないこと
- (2) 妻の要件（夫が死亡した当時）
 - ① 生計維持要件 死亡した夫により生計を維持されていたこと（生計同一の要件、所得の要件）
 - ② 婚姻継続要件 婚姻関係が10年以上継続していたこと
 - ③ 年齢要件 65歳未満であること（妻自身の老齢基礎年金受給前）
- (3) 寡婦年金が受給できないとき

次のようなときは、この寡婦年金は受給できません。

- ① 死亡した夫が、障害基礎年金の受給権者であったことがあるか、老齢基礎年金の支給を受けていたとき
(法49ただし書)
- ② 夫の死亡ときに妻が繰上げによる老齢基礎年金を受給しているとき、又は、寡婦年金受給中に繰上げによる老齢基礎年金を請求し、その受給権が発生したとき（法附則9の2⑤）

2 年金額（法50）

寡婦年金の年金額は、死亡した夫が65歳に達したとき受給できたであろう老齢基礎年金の年金額の4分の3に相当する額となります。

年金額の計算式

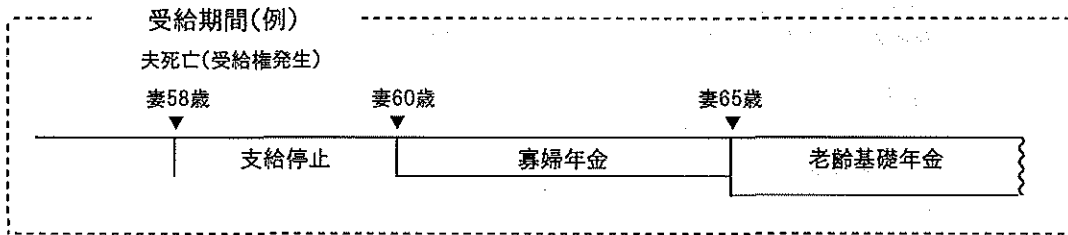
$$\text{寡婦年金の年金額} = \text{夫が65歳から受給できた老齢基礎年金の年金額} \times \frac{3}{4}$$

3 支給期間（法49③、同51）（法40①）

寡婦年金は、夫の死亡月の翌月（死亡日に妻が60歳未満のときは、妻が60歳に達した月の翌月（法49③））から、その妻が次に該当する月まで受給することができます。

- (1) 65歳に達した月（法51）
- (2) 死亡した月（法40①一）
- (3) 婚姻・直系血族または直系姻族以外の養子となった月（法40①二・三）
- (4) 繰上げによる老齢基礎年金の受給権が発生した月（法附則9の2⑤）

受給期間の事例：妻が58歳のときに老齢基礎年金の保険料納付要件を満たしている夫が死亡した場合



4 労働基準法により遺族補償が行われる場合の支給停止

同一の死亡事由により、労働基準法から遺族補償（労働基準法第79条「遺族補償」）が行われるときは、死亡日から6年間は支給停止されます。（法52）

なお、同一の死亡事由により労働者災害補償保険法から遺族補償年金を受給できるときでも金額支給され、労働者災害補償保険法の遺族補償年金で支払調整が行われることとなっています。

第3節 死亡一時金（法52の2～同52の6）（60改正附則29）

死亡一時金は、第1号被保険者としての被保険者期間のある者が老齢基礎年金や障害基礎年金を受給することなく死亡したときに、遺族基礎年金の受給資格要件（死亡者本人の保険料納付要件や遺族の範囲）を満たさない一定条件の遺族が死亡一時金の支給を受けることができます。

1 受給資格要件（法52の2①②）（52の3）

死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料1/4免除期間の3/4に相当する月数、保険料半額免除期間の1/2に相当する月数及び保険料3/4免除期間の1/4に相当する月数を合わせた期間が 3年（36月）以上ある被保険者が老齢基礎年金及び過去を含め障害基礎年金の支給を受けることなく死亡したとき、死亡した者と生計を同一にしていたつぎの(2)の遺族のうちの一人が支給を受けることができます。ただし、この死亡を理由とする遺族基礎年金が受給できるときには、死亡一時金は支給されません。

(1) 死亡した被保険者の要件（法52の2①）

①第1号被保険者期間としての、つぎのア～エの期間の合計が、3年（36月）以上あること

ア 保険料納付済期間の月数 × 1

納付	納付	納付	納付
----	----	----	----

納付した割合=太枠4箱=4/4=1

イ 保険料4分1免除期間(保険料の4分の3を納付した期間)の月数 × 3/4

納付	納付	納付	免除
----	----	----	----

納付した割合=太枠3箱=3/4=(4月で3月)

ウ 保険料半額免除期間(保険料の半額を納付した期間)の月数 × 1/2

納付	納付	免除	免除	納付した割合=太枠2箱=2/4=1/2=(2月で1月)
----	----	----	----	-----------------------------

エ 保険料4分3免除期間(保険料の4分の1を納付した期間)の月数 × 1/4

納付	免除	免除	免除	納付した割合=太枠1箱=1/4=(4月で1月)
----	----	----	----	-------------------------

- ② 死亡当時、老齢基礎年金または障害基礎年金を受給していない
- ③ 過去に障害基礎年金を受給していたことがない

(2) 遺族の要件 (法52の3)

被保険者の死亡により遺族基礎年金や寡婦年金を受給できる遺族がない場合に、死亡者と死亡当時に生計を同一にしていた次の遺族のうち一人に死亡一時金が支給されます。

- ① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹 (数字は受給できる順位)

注：子に遺族基礎年金の受給権がある場合で、その子に生計を同一にしている父又は母がいるために、遺族基礎年金が支給停止になっている場合であっても、死亡一時金を受給できます(法52の2③)

2 支給額 (法52の4)

死亡一時金の支給額は、第1号被保険者としての期間のうち保険料を納付した期間を1の(1)①(前頁)により算出し、その期間に応じて下表のような額となります。(法52の4①)

なお、付加保険料を納付した期間が3年(36月)以上ある場合は、一律8,500円が支給されることとなります。(法52の4②)

死亡一時金の支給額

保険料納付済月数	支給額	付加保険料分の支給額
36月以上180月未満	120,000円	8,500円
180月以上240月未満	145,000円	
240月以上300月未満	170,000円	
300月以上360月未満	220,000円	
360月以上420月未満	270,000円	
420月以上	320,000円	

3 寡婦年金との支給の調整 (選択) (法52の6)

死亡一時金と寡婦年金の支給を同時に受けられる者は、いずれかを選択することとなります。

選択の事例

夫の死亡当時の世帯の状況 = 夫婦二人世帯 (子供は結婚し別世帯)

夫 (64歳10月)	死亡 保険料納付済期間480月 老齢基礎年金・障害基礎年金=未受給
------------	-----------------------------------

妻 (58歳0月) | 死亡した夫の被扶養者(結婚35年目)

この妻は、「寡婦年金」と「死亡一時金」のいずれかを選択することとなります

寡婦年金の支給期間と支給総額

支給期間 60歳到達月の翌月から65歳到達月までの5年間 (注:60歳までの2年間は支給停止)

支給総額 2,949,500円(見込み額) 夫の老齢基礎年金額の3/4の額の5年分 (786,500円×3/4 × 5年)

死亡一時金の支給額

支給額 320,000円 (保険料納付済期間 480月)

注 このようなどちらかを選択しなければならない場合は、請求者が選択の判断をくだしやすいよう「寡婦年金」と「死亡一時金」の支給総額や支給時期・期間を請求者に提示する必要があります。

第4節 脱退一時金 (法附則9の3の2)

日本国内に居住する期間が短い日本国籍を有しない者(外国人)は、国民年金への加入(保険料の納付)が、将来の老齢基礎年金や老齢厚生年金に結びつかない状況にあることから、平成6年の制度改正の際にこの脱退一時金を支給する制度が設けられました。

1 受給資格要件 (法附則9の3の2)

国民年金の脱退一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料1/4免除期間の3/4に相当する月数、保険料半額免除期間の1/2に相当する月数及び保険料3/4免除期間の1/4に相当する月数を合わせた期間が 6月以上ある外国人で、老齢基礎年金の受給資格要件を満たしておらず、かつ、国民年金からいずれの給付を受けることなく出国した場合、出国した日から2年以内に請求をすることにより、保険料を納付した月数に応じた一時金の支給を受けることができます。

(保険料の一部を免除された期間の月数は前々頁【死亡一時金】と同じく計算します)

次のような場合には、脱退一時金の支給を受けることはできません。

(法附則9の3の2①～④)

- ① 国内に住所があるとき
- ② 障害基礎年金や障害厚生(共済)年金の受給権を有したことがあるとき
- ③ 最後に国民年金の被保険者の資格喪失日(喪失日に国内に在住しているときは、その後初めて出国した日)から起算して2年を経過しているとき
- ④ 国民年金の給付に相当する外国の法令による年金給付が受けられる政令で定められる者のとき

社会保障協定(年金通算協定)の適用を受けられる外国人の留意事項

社会保障協定により「年金加入期間の通算」が可能となっている相手国(ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス)の者については、将来、協定による通算措置により年金を受給することが可能な場合には、この「脱退一時金」の支給を受けるか、または、通算措置を利用して「年金」として受給するかを十分見極める必要があります。

2 支給額（法附則9の3の2③⑧）

脱退一時金の支給額は、脱退一時金の請求日の属する月の前月までの第1号被保険者期間にかかる保険料納付済期間、保険料1/4免除期間、保険料半額免除期間及び保険料3/4免除期間のうち、請求日の前日までに保険料が納付された月のうち直近の月（最後に保険料を納付した月）を「基準月」とし、保険料を納付した総月数「対象月数」とこの「基準月」とが支給額を計算する際の基準となります。

なお、平成18年度からの段階的に保険料が引き上げられることに伴い、「基準月」の所属年度により支給額が異なります。（毎年度の支給額は政令で定められます（法附則9の3の2⑥））

(1) 基準月の所属年度による支給額

① 平成16年度以前に基準月（最後に納付した月）がある場合の支給額

表1

対象月数	保険料を納付した期間が平成12年3月以前の場合の支給額	保険料を納付した期間が平成12年4月から平成17年3月までの期間を有する場合の支給額
6月以上12月未満	35,100円	39,900円
12月以上18月未満	70,200円	79,800円
18月以上24月未満	105,300円	119,700円
24月以上30月未満	140,400円	159,600円
30月以上36月未満	175,500円	199,500円
36月以上	210,600円	239,400円

表1 平成12年法律改正及び平成16年法律改正前の法附則9の3の2③で定めていた支給額

② 平成17年度に基準月（最後に保険料を納付した月）がある場合の支給額

表2（基準月＝平成17年度）

対象月数	支給額
6月以上12月未満	40,740円
12月以上18月未満	81,480円
18月以上24月未満	122,220円
24月以上30月未満	162,960円
30月以上36月未満	203,700円
36月以上	244,440円

表2 平成16年法律改正で改められた法附則9の3の2③で定めた支給額

③ 平成18年度以降に基準月（最後に保険料を納付した月）がある場合の支給額（法附則9の3の2⑧）

$$\text{脱退一時金の支給額} = \text{表2の対象月に応じた支給額} \times \frac{\text{基準月の属する年度の保険料額}}{\text{平成17年度の保険料額}}$$

例 基準月＝平成24年4月（平成24年度の保険料額） 対象月＝24月

平成17年度の保険料額＝13,580円 平成24年度の保険料額＝14,980円

$$\begin{array}{r} \text{表2の額} \\ 162,960円 \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{平成24年度の保険料額} \\ 14,980円 \end{array}}{\begin{array}{r} 13,580円 \\ \text{平成17年度の保険料額} \end{array}} = \begin{array}{r} \text{脱退一時金の支給額} \\ 179,760円 \end{array}$$



④ 基準月(最後に納付した月)が平成18年以降の年度に属する場合の支給額(法附則9の3の2⑧)

表3 (基準月＝平成18年度)

対象月数	支給額
6月以上12月未満	41,580円
12月以上18月未満	83,160円
18月以上24月未満	124,740円
24月以上30月未満	166,320円
30月以上36月未満	207,900円
36月以上	249,480円

表3 平成18年政令141号で定めた支給額

表4 (基準月＝平成19年度)

対象月数	支給額
6月以上12月未満	42,300円
12月以上18月未満	84,600円
18月以上24月未満	126,900円
24月以上30月未満	169,200円
30月以上36月未満	211,500円
36月以上	253,800円

表4 平成19年政令100号で定めた支給額

表5 (基準月＝平成20年度)

対象月数	支給額
6月以上12月未満	43,230円
12月以上18月未満	86,460円
18月以上24月未満	129,690円
24月以上30月未満	172,920円
30月以上36月未満	216,150円
36月以上	259,380円

表5 平成20年政令118号で定めた支給額

表6 (基準月＝平成21年度)

対象月数	支給額
6月以上12月未満	43,980円
12月以上18月未満	87,960円
18月以上24月未満	131,940円
24月以上30月未満	175,920円
30月以上36月未満	219,900円
36月以上	263,880円

表6 平成21年政令93号で定めた支給額

表7 (基準月＝平成22年度)

対象月数	支給額
6月以上12月未満	45,300円
12月以上18月未満	90,600円
18月以上24月未満	135,900円
24月以上30月未満	181,200円
30月以上36月未満	226,500円
36月以上	271,800円

表7 平成22年政令108号で定めた支給額

表8 (基準月＝平成23年度)

対象月数	支給額
6月以上12月未満	45,060円
12月以上18月未満	90,120円
18月以上24月未満	135,180円
24月以上30月未満	180,240円
30月以上36月未満	225,300円
36月以上	270,360円

表8 平成23年政令81号で定めた支給額

表9 (基準月=平成24年度)

対象月数	支給額
6月以上12月未満	44,940円
12月以上18月未満	89,880円
18月以上24月未満	134,820円
24月以上30月未満	179,760円
30月以上36月未満	224,700円
36月以上	269,640円

表9 平成24年政令61号で定めた支給額

表10 (基準月=平成25年度)

対象月数	支給額
6月以上12月未満	45,120円
12月以上18月未満	90,240円
18月以上24月未満	135,360円
24月以上30月未満	180,480円
30月以上36月未満	225,600円
36月以上	270,720円

表10 平成25年政令79号で定めた支給額